

公安審査委員会行政文書管理規則

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

公安審査委員会訓令第 2 号

改正 平成 3 1 年 3 月 2 9 日訓令第 2 号

令和 2 年 7 月 1 3 日訓令第 2 号

令和 4 年 3 月 3 0 日訓令第 1 号

令和 6 年 3 月 2 7 日訓令第 2 号

令和 7 年 3 月 2 7 日訓令第 1 号

令和 7 年 5 月 1 3 日訓令第 4 号

令和 8 年 9 月 4 日訓令第 2 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 管理体制（第 3 条－第 8 条）

第 3 章 作成（第 9 条－第 1 1 条）

第 4 章 整理（第 1 2 条－第 1 4 条）

第 5 章 保存（第 1 5 条－第 1 7 条）

第 6 章 行政文書ファイル管理簿（第 1 8 条・第 1 9 条）

第 7 章 保存期間の延長、移管、廃棄（第 2 0 条－第 2 2 条）

第 8 章 監査、点検及び管理状況の報告等（第 2 3 条－第 2 7 条）

第 9 章 研修（第 2 8 条・第 2 9 条）

第 1 0 章 秘密文書等の管理（第 3 0 条・第 3 1 条）

第 1 1 章 補則（第 3 2 条・第 3 3 条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、公安審査委員会における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「行政文書」とは、公安審査委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であつて、公安審査委員会の職員が組織的に用いるものとして、公安審査委員会が保有しているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げるものを除く。
- (2) 「行政文書ファイル等」とは、公安審査委員会における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。
- (3) 「行政文書ファイル管理簿」とは、公安審査委員会における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- (4) 「文書管理システム」とは、総務省が文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備された政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムをいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

第3条 公安審査委員会に、総括文書管理者を1名置くものとし、委員長とする。

- 2 総括文書管理者は、公安審査委員会における行政文書の管理に関する事務を総括する任に当たるほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
- (2) 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
- (3) 行政文書の管理に関する研修の実施
- (4) 組織の新設、改正及び廃止に伴う必要な措置
- (5) 行政文書ファイル保存要領その他この規則の施行に関し必要な細則の整備

(公文書監理官)

第3条の2 公安審査委員会に、公文書監理官を1名置くものとし、事務局長とする。

- 2 公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

(副総括文書管理者)

第4条 公安審査委員会に、副総括文書管理者を1名置くものとし、事務局長とする。

- 2 副総括文書管理者は、第3条第2項に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理者)

第5条 公安審査委員会に、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を1名置くものとし、事務局長とする。

- 2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保存
- (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
- (3) 行政文書ファイル管理簿への記載
- (4) 移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）等
- (5) 管理状況の点検等
- (6) 行政文書の作成、標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）の作成等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導等

(文書管理担当者)

第6条 公安審査委員会に、文書管理担当者を1名置くものとし、専門職とする。

2 文書管理担当者は、文書管理者を補佐し、行政文書の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第7条 公安審査委員会に、監査責任者を1名置くものとし、公文書監理官をもって充てる。

2 監査責任者は、公安審査委員会における行政文書の管理の状況について監査する任に当たる。

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、公安審査委員会における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに公安審査委員会の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

第10条 職員は、別表に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

2 前条の文書主義の原則に基づき、公安審査委員会内部の打合せ及び公安審査委員会外部の者との折衝等を含め、別表に掲げる事項に関する業務に係る政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。

3 歴史的緊急事態（国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重要であり、保存期間満了時には原則として独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）へ移管する文書として、記録を作成するもの

とする。

- 4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切・効率的な文書作成)

第11条 職員は、文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認をも経るものとする。

- 2 公安審査委員会外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、公安審査委員会の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方（以下「相手方」という。）の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合には、その旨を判別できるように記載するものとする。

- 3 文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

- 4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理

(職員の整理義務)

第12条 職員は、次の各号に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物（行政文書ファイル）にまとめること。
- (3) 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第13条 行政文書ファイル等は、公安審査委員会の事務及び事業の性質、内

容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（別表に掲げられた業務については、同表を参酌して分類）し、分かりやすい名称を付さなければならない。

（保存期間）

第14条 文書管理者は、別表を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。

3 第12条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従って行うものとする。

4 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあつては、1年以上の保存期間を定めるものとする。

5 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであつても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程、事務及び事業の実績の合理的な跡付け並びに検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。

6 第12条第1号の保存期間の設定においては、第4項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書）。

(1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し

(2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等

(3) 出版物や公表物を編集した文書

(4) 公安審査委員会の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答

(5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書

(6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

(7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

7 第12条第1号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を

含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

- 8 第12条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 9 第12条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。
- 10 第12条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 11 第3項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

（行政文書ファイル保存要領）

第15条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。

- 2 行政文書ファイル保存要領には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）紙文書の保存場所及び保存方法

- (2) 電子文書の保存場所及び保存方法
- (3) 引継手続
- (4) その他適切な保存を確保するための措置
(保存)

第16条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。

- 2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

(集中管理の推進)

第17条 公安審査委員会における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めた公安審査委員会行政文書ファイル保存要領により、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第18条 総括文書管理者は、公安審査委員会の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）第11条に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。

- 2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

第19条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する行政文書ファイル等（保存期間が1年以上のものに限る。）の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

- 2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないよ

うにしなければならない。

- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

- 第20条 文書管理者は、前条第1項の行政文書ファイル等について、別表に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

- 2 前項の規定による措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めものとし、定める際は総括文書管理者の確認を得るものとする。

- 3 総括文書管理者は、前項の規定による確認を行う際には国立公文書館の専門的、技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜第22条第2項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

- 4 第2項の規定による同意を求める方法については、別に定めるところによる。

(保存期間の延長)

- 第21条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。

- 2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。

(移管又は廃棄)

- 第22条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第20条第1項により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同

意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するものとする。

- 3 前項の規定による協議の方法については、別に定めるところによる。
- 4 第1項の規定により行政文書ファイル等を廃棄するときは、行政文書の内容に応じた廃棄方法を採用のものとし、当該行政文書に行政機関情報公開法第5条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏れないように留意するものとする。
- 5 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等について、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、第14条第4項、第5項及び第7項に該当しないことを確認した上で、廃棄するものとする。ただし、当該行政文書ファイル等のうち、同条第6項各号のいずれにも該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとする場合には、文書管理者は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本規定に基づき、廃棄した行政文書ファイル等の類型及び廃棄した年月日を記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。
- 6 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。この場合においては、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由を記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行うものとする。
- 7 前項の規定による同意を求める方法については、別に定めるところによる。
- 8 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 9 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置を採らないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第8章 監査、点検及び管理状況の報告等

(監査)

第23条 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

(点検)

第24条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回所要の点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の方法については、別に定めるところによる。

(評価及び見直し)

第25条 総括文書管理者及び文書管理者は、行政文書の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(紛失及び誤廃棄への対応)

第26条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の方法については、別に定めるところによる。

3 総括文書管理者及び公文書監理官は、第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、公表等の措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第27条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。

2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。

3 総括文書管理者は、内閣府から法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第28条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年

度1回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。文書管理者は、各職員の受講状況について、総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

第29条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理)

第30条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)に基づき管理するものとする。

また、重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号)、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準(令和7年1月31日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた公安審査委員会重要経済安保情報保護規程(令和7年5月12日委員会決定)に基づき管理するものとする。

(特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)

第31条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)については次に掲げるとおり管理するものとする。

(1) 秘密文書は、次の種類に区分し、指定する。

極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書

秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせるはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

- (2) 秘密文書の指定は、極秘文書については委員長が、秘文書については事務局長が期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。（3）において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）、その指定は必要最小限にとどめるものとする。
- (3) 指定者は、秘密文書の指定期間（この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。）が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。
- (4) 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなつたと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。
- (5) 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。
- (6) 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。
- (7) 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付するものとする。
- (8) 文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、総括文書管理者に報告するものとする。
- (9) 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。
- (10) 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

（法令等に基づく特別の定め）

第32条 公安審査委員会における行政文書の管理に関し、法律又はこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文

書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあつては、当該事項については、当該法律又はこれに基づく命令の定めるところによる。

(細則)

第 33 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公安審査委員会行政文書管理規則(平成 23 年公安審査委員会訓令第 1 号)は、廃止する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日公安審査委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 13 日公安審査委員会訓令第 2 号)

この訓令は、令和 2 年 7 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 30 日公安審査委員会訓令第 1 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この訓令による改正後の公安審査委員会行政文書管理規則(以下「新規則」という。)第 14 条第 8 項の規定は文書作成取得日が令和 3 年 4 月 1 日以後である行政文書について、同第 10 項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。
 - 3 新規則第 14 条第 11 項の規定は、文書作成取得日が令和 4 年 4 月 1 日以後である行政文書について適用する。
 - 4 新規則別表第 1 の規定は、文書作成取得日が令和 4 年 4 月 1 日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 2 7 日公安審査委員会訓令第 2 号）
（施行期日）

1 この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 新規則第 2 0 条第 3 項及び別表第 2 の 2 (6) の①のただし書の規定は、電子
決裁システム（EASY）が改修された当該日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日
から施行することとする。

附 則（令和 7 年 3 月 2 7 日公安審査委員会訓令第 1 号）
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 1 3 日公安審査委員会訓令第 4 号）
この訓令は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 4 日公安審査委員会訓令第 2 号）
（施行期日）

1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の公安審査委員会行政文書管理規則別表の 7 . (1)
のただし書の規定は、文書管理システム（EASY）が改修された当該日の属す
る年度の翌年度の 4 月 1 日から施行することとする。

別表 行政文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準

1. 行政文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表

基準表は、各行政機関が共通して保有すると考えられる行政文書について、事項（業務類型）ごとに整理し、それぞれ保存期間、保存期間満了時の措置等を示すものである。

保存期間については、施行令を基に当該事項（業務類型）において通常必要と想定される期間等を考慮し、保存期間満了時の措置については、以下のいずれかに該当する情報が含まれる文書を国立公文書館等に移管すべきもの（歴史公文書等）と設定した。

【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報

【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報

【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報

【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報

なお、基準表に定めるほか、移管すべきと想定されるものについては、表下の3. から6. までで示している。

番号	事項 (業務類型)	業務の区分 (業務プロセス)	施行令別 表の該当 項	保存期間	保存期間満 了時の措置	具体例 (例にかかわらず、合理的な跡付け又は検証に必要十分な文書の 作成・保存が必要)
A 法令の制定又は改廃及びその経緯						
A001t	法律の制定又は改廃	(1)立案の検討	一の項イ	20 年	移管	・立案の基礎となる基本方針、基本計画、条約その他の国際約束、大臣等の指示 ・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)案の審査	一の項ロ			法制局提出資料、審査の記録 等
		(3)他の行政機関への協議	一の項ハ			各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答 等
		(4)閣議	一の項ニ			要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文、閣議請議書 等
		(5)国会審議	一の項ヘ			議員への説明、趣旨説明、想定問答、答弁資料、国会審議録、内閣意見案 等
		(6)官報公示その他の公布	一の項ト			官報 等

B001t	予算	(1)閣議	三の項イ	20 年	移管	歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算案、予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）、概算要求基準等、閣議請議書 等
		(2)国会提出	三の項ハ			財政法第 27 条及び第 28 条に基づく国会への提出資料、予算参考資料のほか、内閣として国会に提出するもの 等
B002t	決算	(1)閣議	三の項イ	20 年	移管	決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）、調書、予備費使用書、閣議請議書 等
		(2)会計検査	三の項ロ			財政法第 39 条に基づく会計検査院への提出資料（歳入歳出決算、歳入決算明細書、歳出決算報告書、継続費決算報告書、国の債務に関する計算書） 等
		(3)国会提出	三の項ハ			財政法第 40 条に基づく国会への提出資料（会計検査院の検査を経た歳入歳出決算、会計検査院の検査報告、歳入決算明細書、歳出決算報告書及び継続費決算報告書、国の債務に関する計算書）等
B003t	質問主意書に対する答弁書等	(1)案の作成過程	四の項イ	20 年	移管	法制局提出資料、審査の記録、参考資料、延期請議に関する文書等
		(2)閣議	四の項ロ			質問書、答弁書案、閣議請議書 等
		(3)答弁書	四の項ハ			答弁書 等
B004t	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件（上記の項（A006tを除く。）に掲げるものを除く。）	(1)立案の検討	五の項イ	20 年	移管	・立案の基礎となる大臣等の指示 ・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング ・任意の意見公募手続 等
		(2)他の行政機関への協議	五の項ロ			各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答 等
		(3)閣議	五の項ハ			基本方針案、基本計画案、白書案、閣議に報告された審議会等の答申、月例経済報告など配布案件、閣議請議書 等
B005t	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解	(1)立案の検討	六の項イ	10 年	移管	・立案の基礎となる総理指示、会議の開催根拠 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等

		(2)他の行政機関への協議	六の項イ			各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答 等
		(3)会議提出	六の項ロ			会議における配付資料、議事の記録 等
		(4)決定又は了解	六の項ハ			決定・了解文書 等
B006t	省議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解	(1)立案の検討	七の項イ	10 年	移管	・立案の基礎となる大臣等の指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)会議提出	七の項ロ			会議における配付資料、議事の記録 等
		(3)決定又は了解	七の項ハ			決定・了解文書 等
B007t	法律により策定が義務付けられた基本方針、基本計画等（上記の項に掲げるものを除く。）	(1)立案の検討	－	10 年	移管	・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング ・任意の意見公募手続 等
		(2)他の行政機関への協議	－			各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答 等
		(3)決定	－			基本方針、基本計画 等
C 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
C001t	複数の行政機関による申合せ	(1)立案の検討	八の項イ	10 年	移管	B005t に準ずる
		(2)他の行政機関への協議	八の項イ			
		(3)会議提出	八の項ロ			
		(4)申合せ	八の項ハ			
C002t	他の行政機関、地方公共団体又は事業者に対して示す基準（法令又は条約等の解釈及び運用の基準を除く。）の設定	(1)立案の検討	九の項イ	10 年	移管	・立案の基礎となる大臣等の指示 ・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)決裁等	九の項ロ			基準案 等
		(3)通知	九の項ハ			通知 等

D 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
D001t	行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間	(1)立案の検討	十の項	10 年	移管	・ 審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)意見公募手続	十の項			意見公募に付した審査基準案・処分基準案・行政指導指針案等一式、意見公募要領、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由 等
		(3)決裁	十の項			審査基準案・処分基準案・行政指導指針案、標準処理期間案 等
D002d	行政手続法第2条第3号の許認可等（以下この項において「許認可等」という。）	(1)決裁等	十一の項	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄	申請書及びその添付書類、審査案、許認可等を行う又は拒否する理由、許認可等の通知 等
D003t	国籍に関する許認可等	(1)決裁等	十一の項	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	移管	D002dに同じ ※許認可等の効力が長期に及ぶことにより、保存期間を特定日から起算すると移管の妨げとなる場合には、保存期間を10年とすることができる。
D006d	情報公開法又は個人情報保護法に基づく情報等の開示等	(1)開示請求等	一	開示又は不開示の決定がされる日（保有個人情報	廃棄	行政文書開示請求書、保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書、保有個人情報利用停止請求書 等
		(2)準備	一			延長後の期間及び延長理由の通知、特例延長後の期間及び特例延長理由の通知等、事案の移送に関する通知、第三者の意見書 等
		(3)開示又は不開示等	一			開示決定、部分開示決定、不開示決定、被覆等の加工を行う前の文書、被覆等の加工がなされた開示される文書 等

				報 の 訂 正 請 求 又 は 利 用 停 止 請 求 が な さ れ た 場 合 に あ っ て は 当 該 請 求 に 対 す る 決 定 が さ れ る 日) に 係 る 特 定 日 以 後 5 年		
D007d	行政手続法第 2 条第 4 号の不利益処分	(1)決裁等	十二の項	処 分 が さ れ る 日 に 係 る 特 定 日 以 後 5 年	廃棄	処分の是非を決定するための調査、聴聞や弁明の機会の付与に係る文書、処分案、理由、処分通知文書 等
D010d	行政手続法第 2 条第 6 号の行政指導(以下「行政指導」という。)	(1)通知等	一	行 政 指 導 が な さ れ る 日 に 係 る 特 定 日 以 後 5 年	廃棄	行政指導の内容を記した文書、行政手続法第 35 条第 3 項の書面等
D013t	補助金等の交付要件及び実績報告	(1)交付の要件	十三の項イ	交 付 に 係 る 事 業 が 終 了 す	移管	交付規則・交付要綱・実施要領、審査要領・選考基準、標準処理期間 等
		(2)補助事業等実績	十三の項			補助金適正化法第 14 条の実績報告 等

		報告書	ハ	日に係 る特定 日以後 5年		
D013d	補助金等の交付の申請、決定及び事業遂行	(1)決裁等	十三の項 口	交付に係る事業が終了する日に係 る特定 日以後 5年	廃棄	申請書及び添付書類、現地調査結果、審査案、理由、通知 等
		(2)補助事業の遂行	十三の項 口			補助金適正化法第12条の補助事業者等の状況報告、同法第13条の補助事業等の遂行等の命令、同法第16条の是正のための措置、同法第17条の決定の取消に係る文書 等
D014t	不服申立てのうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えたもの	(1)不服申立書等	十四の項 イ	裁決、決定その他の処分がされる日に係 る特定 日以後 10年	移管	不服申立書、審査請求書、審査請求録取書 等
		(2)審議会等	十四の項 口			行政不服審査会を始めとする審議会等への諮問、議事の記録、配付資料、答申、意見 等
		(3)決裁等	十四の項 ハ			標準審理期間、審理員の名簿、弁明書、反論書、意見書を始めとする審理手続に要した文書（証拠書類など返還を要するものはその写し） 等
		(4)裁決書又は決定書	十四の項 ニ			裁決書・決定書 等
D014d	不服申立て（他の項に掲げるものを除く。）	(1)不服申立書等	十四の項 イ	裁決、決定その他の処分がされる日に係 る特定 日以後 10年	廃棄	D014t に同じ
		(2)審議会等	十四の項 口			
		(3)決裁等	十四の項 ハ			
		(4)裁決書又は決定書	十四の項 ニ			
D015t	国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟のうち	(1)訴訟の提起	十五の項 イ	訴訟が 終結す る日に	移管	訴状、期日呼出状 等
		(2)主張又は立証	十五の項			法務大臣に対する行政庁としての意見、答弁書、準備書面、各種

	ち、法令の解釈やその後の政策立案に大きな影響を与えたもの		口	係る特定日以後10年		申立書、口頭弁論・証人等調書、書証等
		(3)判決又は和解	十五の項ハ			判決書、和解調書等
D015d	国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟（D015tを除く。）	(1)訴訟の提起	十五の項イ	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄	D015tに同じ
		(2)主張又は立証	十五の項ロ			
		(3)判決又は和解	十五の項ハ			
E 職員の人事に関する事項						
E001t	人事評価実施規程の制定又は変更	(1)立案の検討	十六の項イ	10年	移管	規程案の検討過程に係る文書等
		(2)決裁	十六の項ロ			規程案等
		(3)内閣総理大臣との協議	十六の項ハ			協議案、回答書等
		(4)内閣総理大臣への報告	十六の項ニ			報告書等
E002d	職員の研修	(1)立案の検討	十七の項	3年	廃棄	研修計画の立案に係る文書等
		(2)決裁	十七の項			研修計画案等
		(3)実施状況	十七の項			実施者への委託に係る文書、研修資料、実績等
E003d	職員の兼業	(1)申請と許可	十八の項	3年	廃棄	兼業許可申請書等、審査に係る文書、承認書、許可台帳等
E004d	退職手当	(1)支給等	十九の項	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができない期間又は5年のい	廃棄	退職手当算定調書、国家公務員在職票、国家公務員退職票、退職手当に関する証明書等

				ずれか 長い期間		
E006t	国会同意人事	(1)同意の求め等	—	20 年	移管	国会への提出資料、所信聴取等に係る資料 等
F その他の事項						
F001t	基本的な指針等を定める告示の制定又は改廃（他の項に掲げるものを除く。）	(1)立案の検討	二十の項 イ	10 年	移管	・ 審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)意見公募手続	二十の項 イ			意見公募に付した告示案等一式、意見公募要領、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由 等
		(3)決裁	二十の項 ロ			告示案、新旧対照表 等
		(4)官報公示	二十の項 ハ			官報 等
F001d	告示の制定又は改廃（他の項に掲げるものを除く。）	(1)立案の検討	二十の項 イ	10 年	廃棄	F001t に同じ
		(2)意見公募手続	二十の項 イ			
		(3)決裁	二十の項 ロ			
		(4)官報公示	二十の項 ハ			
F002t	重要な訓令及び通達の制定又は改廃（他の項に掲げるものを除く。）	(1)立案の検討	二十の項 イ	10 年	移管	・ 審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)決裁	二十の項 ロ			行政文書管理規則、室等を設置する訓令案、定員規則等機構・定員に関するもの、業務継続計画 等
F002d	訓令及び通達の制定又は改廃（他の項に掲	(1)立案の検討	二十の項 イ	10 年	廃棄	F002t に準ずる

	げるものを除く。)	(2)決裁	二十の項 口			訓令案・通達案 等
F003t	予算の作成に関する重要な経緯(B001t及びF003dに掲げるものを除く。)	(1)財政法第 17 条第 2 項の見積に関する書類(いわゆる概算要求書)の作製	二十一の項イ	10 年	移管	概算要求の方針、大臣等の指示、省内調整、法務大臣から財務大臣へ提出した概算要求書 等
		(2)財政法第 20 条第 2 項の予定経費要求書等(いわゆる予算書)の作製等	二十一の項口			予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書、予決令第 12 条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 等
		(3)上記に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	二十一の項ハ			執行状況調査 等
F003d	予算の作成(B001t及びF003tに掲げるものを除く。)	(1)予算の作成	一	10 年	廃棄	各部局における概算要求書案、概算要求・予算案の説明資料、法務省が策定する重要施策集 等
F004t	予算の執行に関する重要な経緯	(1)予算の執行等	二十一の項二	10 年	移管	行政事業レビュー、財政法第 35 条の予備費に関する調書、省庁別財務書類 等
F004d	予算の執行(F004tに掲げるものを除く。)	(1)予算の執行等	二十一の項二	10 年	廃棄	予算の配賦通知、財政法第 34 条第 1 項の支払いの計画に関する書類、同法第 34 条の 2 第 1 項の支出負担行為の実施計画に関する書類、予決令第 17 条の移用又は流用に関する書類、同令第 18 条第 1 項の国庫債務負担行為の調書 等
F005t	決算に関する重要な経緯(B002t及びF005dに掲げるものを除く。)	(1)財政法第 37 条第 1 項の歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製	二十二の項イ	5 年	移管	歳入及び歳出の決算報告書、国の債務に関する計算書、継続費決算報告書 等
F005d	決算(B002t及びF005tに	(1)会計検査	二十二の	5 年	廃棄	会計検査院法第 24 条の計算書、証拠書類及び会計検査院の指定

	掲げるものを除く。)		項口及びハ			する他の書類、同法第 26 条の帳簿、書類その他の資料若しくは報告、同法第 34 条及び第 36 条の意見表示又は処置要求 等
		(2)決算の提出等	二十二の項ニ			予決令第 21 条の歳入徴収額計算書、同令第 22 条の支出計算書、同令第 24 条の繰越計算書、同令第 130 条の歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿、同令 131 条の徴収簿、同令 132 条の支出決定簿、同令 133 条の支出簿、同令 134 条の支出負担行為差引簿、同令 134 条の 2 の支出負担行為認証官の帳簿 等
		(3)国会における決算審査	二十二の項ホ			警告決議に対する措置、措置要求決議に対する措置、指摘事項に対する措置 等
F007t	機構及び定員の要求等に関する重要な経緯	(1)機構・定員要求等	二十三の項	10 年	移管	立案の基礎となる大臣等の指示、省内調整、法務省で取りまとめた機構要求書、定員要求書及び級別定数等改定申請書、定員合理化計画 等
F007d	機構及び定員の要求等 (F007tに掲げるものを除く。)	(1)機構・定員要求等	一	10 年	廃棄	各部局における機構要求書案、定員要求書案及び級別定数等改定申請書案、欠員報告 等
F011t	政策評価の実施に関する重要な経緯	(1)立案の検討	二十六の項イ	10 年	移管	・ 審議会等の開催経緯、議事の記録、配付資料、報告・提言等 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)制定又は変更	二十六の項イ			政策評価法第 6 条第 1 項の基本計画案、同条第 4 項の総務大臣への通知、同法第 7 条第 1 項の実施計画案、同条第 3 項の総務大臣への通知 等
		(3)評価書等の作成	二十六の項ロ			政策評価法第 10 条第 1 項の評価書、ロジックモデル 等
		(4)政策評価結果の反映等	二十六の項ハ			政策評価法第 11 条の政策への反映状況に係る総務大臣への通知等
F011d	政策評価等 (F011tに掲げるものを除く。)	(1)評価書等の作成	一	10 年	廃棄	各部局における評価書案、政策評価法第 15 条第 1 項の資料の提出の要求や行政評価・監視への各部局における対応等 等
F012d	国有財産に関する台帳、物品の管理簿等	(1)台帳、管理簿等	一	常用	廃棄	国有財産法第 32 条第 1 項の台帳及びその付属図面、物品管理簿、物品供用簿 等
F013d	国有財産及び物品の管理等 (F012dに掲げるものを除く。)	(1)取得、管理、処分	一	5 年	廃棄	国有財産法第 33 条第 1 項の増減及び現在額報告書、同法第 35 条第 1 項の国有財産見込現在額報告書、同法第 36 条第 1 項の国有財産無償貸付状況報告書、物品請求書 等

F017t	金額及び内容に鑑みて歴史的重要性を有すると考えられる契約に関する経緯（他の項に掲げるものを除く。）	(1)契約	—	契約終了の日に係る特定日後5年	移管	仕様書、契約書、入札結果、納品書、協議及び調整の経緯、報告書 等
F017d	契約に関する経緯（他の項に掲げるものを除く。）	(1)契約	—	契約終了の日に係る特定日後5年	廃棄	F017t に同じ
F018t	栄典又は大臣による表彰に関する重要な経緯（B004tに掲げるものを除く。）	(1)創設・改廃	二十八の項	10 年	移管	栄典制度等の見直しに係る文書、大臣による表彰制度の創設又は見直しに係る文書、選考基準 等
		(2)選考	二十八の項			選考案、受章者等名簿 等
		(3)実施等	二十八の項			伝達、授与、国外の著名な表彰の授与に関する文書 等
F018d	栄典又は表彰（F018tに掲げるものを除く。）	(1)選考、実施	—	10 年	廃棄	各部局における選考案、各種局長賞等に関する文書、表彰を実施した関係団体からの報告 等
F019d	後援・協賛等の名義使用	(1)審査等	—	3 年	廃棄	使用申請、審査のための文書 等
		(2)承認等	—			承認決裁、事業報告 等
F020t	国会における審議等のうち重要な経緯（他の項に掲げるものを除く。）	(1)国会審議	二十九の項	10 年	移管	大臣の演説に関するもの、会期ごとに作成される想定問答 等
F020d	国会における審議等（F020tに掲げるものを除く。）	(1)国会審議	二十九の項	10 年	廃棄	議員への説明、趣旨説明、想定問答、質問要旨、答弁資料、国会審議録、資料要求及び提出資料 等
F021t	請願、陳情又は要望等のうち重要なもの	(1)受領・回答等	—	5 年	移管	請願のうち国会の採択を経て内閣に送付されたもの、陳情又は要望等のうち制度の改廃に結びついたものなど、重要なもの及びそれらに対する回答 等
F021d	請願、陳情又は要望等	(1)受領・回答等	—	1 年	廃棄	請願の事項を所管する官公署に提出された請願法第2条の文書

この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 審議会等 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する審議会等及び懇談会等行政運営上の会合
- 2 閣議に付された案件 一般案件のほか、報告案件及び配付案件を含む。
- 3 補助金等 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する「補助金等」
- 4 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国务大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議
- 5 省議（これに準ずるものを含む。） 一の行政機関の大臣等で構成される会議
- 6 特定日 14条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）
- 7 決裁 文書管理システム等を用いて行政機関等としての意思決定を行うこと
- 8 財政法 財政法（昭和22年法律第34号）
- 9 行政手続法 行政手続法（平成5年法律第88号）
- 10 情報公開法 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
- 11 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 12 補助金適正化法 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- 13 予決令 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
- 14 会計検査院法 会計検査院法（昭和22年法律第73号）
- 15 政策評価法 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）
- 16 国有財産法 国有財産法（昭和23年法律第73号）
- 17 請願法 請願法（昭和22年法律第13号）

2. 基準表の適用に当たって留意すべき事項

- (1) 基準表は、立場によって適用される箇所が異なることに留意する。また、移管については、主管する課室等の文書管理者が行うこととする。なお、施行令別表の規定と同様に、会計検査院が検査を実施する立場において保有する決算等に関する文書には適用されない。

例)「質問主意書に対する答弁書等」について、20年保存し、移管を行うのは当該答弁書の主作成を担った課室等の文書管理者であり、合議を受けた文書管理者等は「外部（他の行政機関を含む。）からの照会等」として扱うことが可能。

例)「機構及び定員の要求等に関する重要な経緯」について、10年保存し、移管を行う課室等の文書管理者は、省内で機構及び定員の要求の取りまとめを行う課室等の文書管理者であり、要求を提出した個々の原課は「機構及び定員の要求等（F007t

に掲げるものを除く。)」として扱うことが可能。

- (2) 法第3条に規定する「他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合」は、かかる部分について、基準表の適用はしないものとする。例えば、「職員の人事に関する事項」について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間や保存期間満了時の措置の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定によることとする。
- (3) 基準表の「具体例」欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを作成・保存すれば必要十分であることを意味するものではない。
- (4) 基準表に記載がないなど、基準表に当てはめることが困難な行政文書については、文書管理者は、基準表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。その際、保存期間満了時の措置については、1. に記載の【I】～【IV】に該当するものが含まれる文書は移管とするものとする。なお、基準表の複数の項目に該当し、当てはめるに当たってなお判断に迷う場合には、保存期間の設定についてはより長いものを、保存期間満了時の措置については移管とするものを選択することが望ましいことに留意する。

3. 政策単位での保存期間満了時の措置

- (1) 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1. に記載の【I】～【IV】に照らして、上記表で「廃棄」とされている事項（業務類型）に該当する場合も含め、原則として移管するものとする。

（災害及び事故事件への対処）

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件（オウム真理教対策）など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

（我が国における行政等の新たな仕組みの構築）

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等

（国際的枠組みの創設）

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等

（革新的又は先端的な技術の研究開発）

スーパーコンピュータ、衛星技術等

- (2) 領土・主権に関連する文書については、1. の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものと

する。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

4. 昭和 27 年度までに作成・取得された文書

昭和 27 年度までに作成・取得された文書（日本国との平和条約（昭和 27 年条約第 5 号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。）は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

5. 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

- (1) 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。
- (2) 重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

6. 広報資料

移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ、移管することとする。

7. 注意事項

- (1) 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。
- (2) 基準表において「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1.【Ⅰ】～【Ⅳ】に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある（例：国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等）。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。